

情報セキュリティコンサルティング業務
企画提案依頼書

令和2年8月6日

鹿児島県国民健康保険団体連合会

企画提案のお願いにあたって

本会の業務は基幹業務である診療報酬審査支払事業をはじめとして、国民健康保険被保険者の極めて機微な情報や特定個人情報等も取り扱っているところであり、また、業務運営を行ううえで重要な業務情報を保有しています。

そこで情報セキュリティマネジメントシステムの確立が必要と考え、セキュリティポリシーを策定し、平成30年3月に情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証取得し、平成31年2月に第1回サーベイランス審査を、令和2年2月に第2回サーベイランス審査を受検し継続認証されているところであり、今年度末は更新審査を受検する予定となっています。

これまで取り組んできた情報セキュリティに対する意識や知識レベルを一人ひとりがより高みを目指していく取組みが大事であると考え、また、日々進化するサイバー攻撃やその他リスクについて学び、日常の業務においても常にセキュリティを意識し、情報の扱いには慎重を期すことが必要です。

更にセキュリティリスクを早めに摘むことによりセキュリティインシデントに発展させない取組みを推進するためにもセキュリティリスクの気付きも求められています。

今回提示させていただく依頼書には、本会の情報セキュリティに対する考え方を記載しておりますので、コンサルティング業務に関する具体的な御提案をお待ち申し上げます。

鹿児島県国民健康保険団体連合会
理事長 豊留悦男

情報セキュリティコンサルティング業務

1. 業務委託目的

情報セキュリティ内部監査、I SMS 認証更新審査またはサーベイランス審査（令和2年度は更新審査）における改善事項等の対処方法及び情報セキュリティポリシー見直しその他情報セキュリティに関する検討・指導・助言・サポート等を行い、本会に勤務する役員・職員・嘱託職員・臨時職員・派遣職員（以下「職員等」という。）と一体となって情報セキュリティ対策を講じること。

また、本会に勤務する職員等の情報セキュリティに対する意識の更なる向上を図り、日常の業務における情報セキュリティリスクが存在する場合は情報セキュリティインシデントを回避できるよう指導・助言・サポート等による対策を講じること。

2. 委託範囲

- (1) 職員研修の実施
- (2) 情報セキュリティポリシーの精査（見直しの可否を含む）
- (3) 情報セキュリティ目標・情報資産台帳作成・リスクアセスメント実施の助言・指導
- (4) 内部監査の指導・助言
- (5) 認証継続審査（サーベイランス審査）におけるサポート・助言
- (6) その他情報セキュリティに関する指導・助言・サポート等

3. 情報セキュリティコンサルティング要件

(1) 基本要件

- ① 情報セキュリティに関する見識及びノウハウを有し、本会業務に則して上記2. 委託範囲で示す内容を実施することができ、併せて職員等の情報セキュリティに対する意識をより高めるものであること。
- ② 地方公共団体・法人（公益・一般財団等含む）・非営利組織団体等における情報セキュリティコンサルティング実績を通算10年以上有すること。
上記をふまえ実現の可能性が高く具体性のある企画提案ができる事業者等であること。

(2) コンサルティング対象課・対象者

①対象課；7課16係

総務課（庶務係・総務企画係）

会計課（会計係）

保険者支援課（保健事業係・保険者支援係）

審査管理課（審査管理係・調整係・療養費係・レセプト点検係）

審査第一課（第1係・第2係・歯科係）

審査第二課（第1係・第2係・第3係）

介護保険課（介護保険係）

②対象者；職員等約 130 人

(3) 各課の主な業務

①総務課

- ア) 総会・理事会・幹事会、会員、会務運営に関すること
- イ) 物品の管理及び公用車の管理・使用に関すること
- ウ) 公印の管守に関すること
- エ) 規約・規程・規則の制定・改廃に関すること
- オ) 人事・給与に関すること
- カ) 予算の編成・執行に関すること
- キ) 職員の福利厚生に関すること
- ク) 情報セキュリティに関すること

②会計課

- ア) 金銭の出納・管理に関すること
- イ) 資金の運用・調達に関すること
- ウ) 決算に関すること
- エ) 財産の管理に関すること

③保険者支援課

- ア) 各種統計資料・調査研究に関すること
- イ) 保健事業に関すること
- ウ) 保険者支援事業の企画及び推進に関すること
- エ) 第三者行為に係る求償事務に関すること
- オ) 広報に関すること
- カ) 診療施設協議会に関すること
- キ) 特定健康診査・特定保健指導に関すること
- ク) 保険者協議会に関すること
- ケ) 国民健康保険保険者事務電算共同処理及び後期高齢者医療電算処理に関すること
- コ) 国保情報集約システムに関すること

④審査管理課

- ア) 診療報酬審査業務及び後期高齢者医療の企画・立案に関すること
- イ) 診療報酬審査委員会に関すること
- ウ) 療養費の審査に関すること
- エ) レセプト点検共同事業に関すること
- オ) 出産育児一時金の直接支払制度の業務に関すること
- カ) 保険者間調整の精算業務に関すること
- キ) 乳幼児医療費助成事業に関すること

- ク) ひとり親家庭医療費助成事業に関する事
- ケ) 柔道整復師施術療養費の審査・請求支払に関する事
- コ) はり、きゅう、あん摩・マッサージの療養費の審査、請求支払に関する事

⑤審査第一課

- ア) 医科診療報酬明細書8万点以上の審査に関する事及び診療報酬、後期高齢者医療（医科・歯科・調剤）の審査に関する事
- イ) 再審査（保険者・医療機関（歯科））に関する事

⑥審査第二課

- ア) 診療報酬、後期高齢者医療（医科）の審査に関する事
- イ) 再審査（医療機関）に関する事

⑦介護保険課

- ア) 介護給付費審査・支払業務に関する事
- イ) 介護給付費等審査委員会に関する事
- ウ) 障害介護給付費等の審査・支払業務に関する事
- エ) 介護サービス苦情処理に関する事
- オ) 保険料等の年金からの特別徴収に係る経由事務に関する事
- カ) 介護保険者事務共同処理に関する事
- キ) 障害者総合支援市町村事務共同電算処理に関する事

(4) その他

① 職員等研修

- ・ 職員等約 130 人に情報セキュリティ全般を網羅した内容の研修を実施すること。
- ・ 開催時期、内容等の詳細については、受託事業者と本会と協議の上、決定する。
- ・ 研修会場は本会にて準備するが、業務等の関係上少なくとも2グループ以上に分けて実施すること。
- ・ 研修資料に関しては受託事業者で準備すること。

② 認証継続審査（サーベイランス審査）

本年度は認証継続審査にあたることから、事前に実施する内部監査の指導・助言及び認証継続審査におけるサポート・助言を行うこと。

5. 非常時対応

万が一情報セキュリティインシデントが発生した場合はサポートすること。

【対応時間】

月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで。

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日）を除く。

6. 企画提案依頼事項

企画提案にあたっての前提条件がある場合は明記すること。

企画提案書類の作成要領は以下のとおりとする。

(1) 企画提案書

① 次の要件について提案すること。

ア) 情報セキュリティに対する考え方

イ) 情報セキュリティコンサルティング方針 (研修・監査・更新及びサーベイランス審査等)

ウ) 情報セキュリティコンサルティング内容 (研修・監査・更新及びサーベイランス審査等)

エ) 情報セキュリティコンサルティング業務実績

オ) その他

② 企画提案の趣旨 (コンセプト等)、ポイント等他社との優位性があれば提案すること。

③ プロジェクト・マネジメント計画について提案すること。

ア) 進捗管理

コンサルティングスケジュール・導入する進捗管理手法・内容を提案すること。

イ) コミュニケーション管理

委託業者と本会との会議体について明確に定義するとともに、各会議体の目的及び内容・開催頻度を明確にすること。

ウ) 問題点・課題管理

問題点・課題点の収集及び解決方法について明示すること。

エ) プロジェクト体制

プロジェクト体制を明示するとともに、主要な役割を担う要員については、役職・氏名・保有スキル及び業務経歴について明示すること。

7. 入札書

入札は所定の様式により、前述の2. 委託範囲に示す事項全てに係る費用を記載すること。

8. 秘密情報保持

受託者は本業務で知り得たすべての情報を本業務の目的以外に使用、または第三者に開示、漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。また、契約終了後も同様とする。

9. その他

(1) 本企画提案会に係る一切の費用は、参加業者の負担とする。

(2) 運用仕様確定後に発生した内容変更、作業追加等が発生した場合は、契約条項に基づいて取扱うものとする。

(3) 受託者の責による損害等の発生については、受託者のリスク負担とする契約とする。

- (4) 本業務において、業務の一部について再委託を希望する場合、再委託を行う前にあらかじめ再委託先等の商号または名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲・対象業務、再委託の必要性等について記載した「業務再委託に係る承認申請書」を提出し、本会の承認を受けること。
- (5) 再委託先についても情報セキュリティに関する事項を順守させること（添付資料（別紙）参照）。
- (6) その再委託先によるリスクはすべて受託者の責とする。

添付資料

本会のシステム運用リスク管理方針

1. 基本方針

(1) 目的

本会が保有する個人情報を含む情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、直面するリスクに対応するため、情報セキュリティ対策について基準を定める。

(2) 情報資産とは

情報資産とは、本会にとって価値を持つもので、情報及び情報システム、ネットワークをいう。

(3) 適用範囲

すべての役員、職員、審査委員、嘱託員、臨時職員及び派遣職員とする。また、情報資産に関する外部発注をする場合は、発注先にも本ポリシーを順守することを義務付ける。

(4) 外部発注

情報セキュリティの運用等を外部発注する場合は、発注事業者との間で必要に応じて、次の情報セキュリティ要件を明記した契約を締結しなければならない。

- ・ 情報セキュリティポリシーの順守
- ・ 発注先の責任者、発注内容、作業者、作業場所の特定
- ・ 発注先従業員に対する情報セキュリティに関する研修の実施
- ・ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
- ・ 業務上知り得た情報の守秘義務
- ・ 再委託に関する制限事項の順守
- ・ 発注業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- ・ 発注業務の定期報告及び緊急時報告義務
- ・ 連合会による監査、検査
- ・ 情報セキュリティポリシーが順守されなかった場合の規定（損害賠償等）

情報セキュリティ管理者（各課の長）は、外部発注事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じ、前述の契約に基づき措置しなければならない。また、その内容を統括情報セキュリティ責任者（事務局長）に報告するとともに、その内容に応じて適切に対処しなければならない。

(5) 法令順守

職務の遂行において使用する情報資産を保護するために、次の法令のほか関係法令を順守し、これに従わなければならない。

- ・ 地方公務員法
- ・ 著作権法（昭和45年法律第48号）

- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- ・個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
- ・刑法（第161条の2（※3）、第234条の2（※4）、第246条の2（※5））
 - （※3）電磁的記録不正作出及び供用
 - （※4）電子計算機損壊等業務妨害
 - （※5）電子計算機使用詐欺
- ・鹿児島市個人情報保護条例

（6）監査

業務を外部発注事業者が発注している場合、外部発注事業者から下請けとして受託している事業者も含めて、契約に基づき、情報セキュリティポリシーの順守について、監査を定期的にまたは必要に応じて行う。